吉川市文化芸術推進審議会の目的及びスケジュールについて

１　目的

文化芸術推進審議会は、文化芸術基本法第３７条に規定された機関です。

> 第３７条　都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

吉川市文化芸術推進審議会は、文化芸術基本法を受けて、吉川市文化芸術基本条例第９条（審議会）に規定されている、次のことを目的としています。

> 第９条　市は、文化芸術推進基本計画その他文化芸術の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、法第３７条の規定により、吉川市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
> ２　審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。
> （１）　文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
> （２）　前号に掲げるもののほか、文化芸術の推進に関すること。

２　スケジュール及び議題予定

例年は年２回の会議を予定しています。

・１回目（７・８月頃）　前年度事業実績報告など
・２回目（１・２月頃）　翌年度事業計画、文化芸術を多面的に活用した取組状況報告など

なお、令和８年度は現行計画の期間が終了する年度であることから、次期計画の策定に関してもご審議いただきます。

委員の皆さまから、各報告などを受けて文化芸術の振興に関する忌憚のないご意見をいただき、満足度の向上を目指してまいりたいと考えております。ご協力くださいますようお願いいたします。